

1 はじめに

我が国の自殺による死亡者数は、平成10年以降3万人を超える高い水準で推移してきましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、依然として欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にあります。

このような状況の下、国では平成18年6月、「自殺対策基本法」が制定され、翌19年には国の指針である「自殺総合対策大綱」が策定されました。その後平成24年には、全面改定により「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。その中で、今後は「地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換を図る」ことが明確にうたわれています。

山梨県においては、平成24年に「山梨県自殺防止対策行動指針」を策定し、行政や関係機関、民間団体などが連携・協力し施策を展開してきています。また平成28年、全国で初めての議員提案による「山梨県自殺対策に関する条例」が制定されました。

本市においては、県下に先駆け、平成22年度「自殺対策推進計画 中央」を策定し、「第一次中央市健康増進計画」との整合性を図る為平成22年から24年度までの計画ですが、実態把握とともにライフステージ別の取り組みを実施してきました。平成25年3月には「第二次自殺対策推進計画 中央」が策定され、「こころの健康についての意識を高めるとともに、山梨県の死亡率より低い死亡率（人口10万対）」を目指した計画となっており、目標を達成することができました。しかし残念ながらゼロではありません。今後も「誰も自殺に追い込まれることのない地域」「いのちを大切にすることを育てる地域」を実現するために、「第三次自殺対策推進計画 中央」を策定するものです。

2 計画策定の方針

自殺対策基本法や国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、行政や多様な関係機関、民間団体、地域が一体となって、本市における自殺対策を総合的かつ計画的に推進を図っていきます。

3 計画の期間

平成30年から34年度までの計画とします。そして健康づくり推進協議会などにおいて評価・見直しを行っていきます。また国の自殺総合対策大綱の見直しを踏まえながら、必要に応じて本計画を見直します。